ニ　二次元以上において、加速度測定値又は角速度測定値を提供するものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　任意の軸に沿って、いかなる参照情報も使用することなく、第一号又は前号に規定する仕様のもの

（二）　宇宙用に設計したものであって、任意の軸に沿った角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・一度以下で、かつ、角速度の測定値を与えるもの（スピニングマスジャイロのみを組み込んだ慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置を除く。）

第十条第三号の二から第三号の四までを削る。

第十一条第七号中「に搭載」を「とともに使用」に改める。

第十二条第一号イ中「すべて」を「（一）又は（二）のいずれか」に改め、同号イ（一）及び（二）を次のように改める。

（一）　次の全てに該当するもの

1　本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

2　当該ガスタービンエンジンとともに、型式証明又は型式証明と同等の国際民間航空機関によって承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

（二）　補助動力装置のために設計された航空機用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

第十四条第五号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「周波数切換え」を「チャネル切換え」に改め、同条第六号イ（三）に次のように加える。

4　ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）

5　ニオブ酸鉛インジウム・ニオブ酸鉛マグネシウム・チタン酸鉛の圧電性単結晶（固溶体から成長したもの）

第十四条第六号ロに次のように加える。

（八）　第九条第一号ロ（六）の水中音波センサー

第十五条第一項第三号中「必要な技術」の下に「（数値制御コードを生成するパートプログラム作成用のプログラムであって、種々の部品を加工するために装置を直接使用することができないものを除く。）」を加え、同項第四号中「第六十号」の下に「から第六十二号まで」を加え、同項に次の二号を加える。

八　高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

九　高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（第一条第四十四号に該当するものに限る。）の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード

第十五条第二項中「は、」の下に「工作機械のための」を加える。

第十六条第一項第一号中「同号イ（二）」を「同号イ（二）、（三）」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第三条第十一号に該当する貨物を操作、保守若しくは点検のために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）

第十六条第一項第八号中「を使用する」を「の操作、保守又は点検の」に改める。

第十九条第三項第三号ロ中「二」を「四」に改める。

第二十条第二項第一号イ中「〇・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算以下」を「〇・六実効テラ演算超一・〇実効テラ演算以下」に改め、同号ロ中「〇・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下」を「一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」に改め、同項第二号中「〇・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下」を「〇・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」に改め、同項第三号イ中「〇・二五実効テラ演算超〇・五実効テラ演算超一・〇実効テラ演算以下」に改め、同号ロ中「〇・五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算以下」を「一・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」に改め、同項第五号中「〇・二五実効テラ演算超三・〇実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」を「〇・六実効テラ演算超八・〇実効テラ演算以下」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム

七　侵入プログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十一条第一項第二号及び第四号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同項第六号中「第五号の四」を「第五号の五まで」に改め、同項第八号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第三項第一号中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「、平均出力値が四ワット（三六ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七五ワット（四八・七五ディービーエム）を超えるもの

ロ　動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五五ワット（四七・四ディービーエム）を超えるもの

ハ　動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）を超えるもの

ニ　動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの

第二十一条第三項第二号中「、平均出力値が一ワット（三〇ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ　動作周波数六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一〇ワット（四〇ディービーエム）を超えるもの

ロ　動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五ワット（三七ディービーエム）を超えるもの

第二十一条第三項第三号中「平均出力値が〇・八ワット（二九ディービーエム）」を「ピーク飽和出力値が三・〇ワット（三四・七七ディービーエム）」に改め、同項第四号中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同項第五号中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「もの」の下に「のうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」を加え、同項第六号から第八号までの規定中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改める。

第二十二条第二項第一号中「第十四条第八号ロ」を「第十四条第八号」に改める。

第二十三条第二項に次の一号を加える。

四　全地球的衛星航法装置のレンジングコード（民生用を除く。）を解読するために設計されたプログラム

第二十三条第三項第一号を削り、同項第二号中「第四号ロからへまで又は第五号イからへまで」を「第二号イからホまで又は第三号イからニまで」に改め、同号ホを削り、へをホとし、トをヘとし、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へをホとし、同号を同項第二号とし、同項第五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へを削り、同号ト中「へ」を「ニ」とし、同号中トをホとし、同号チ中「ト」を「ホ」とし、同号チを同号へとし、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第二十七条第三項第一号及び第二号中「、第三号の二又は第三号の三」を削る。